

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人平成会

社会福祉法人 平成会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会定款第8条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者という。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬及び退職手当
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
- 2 理事が施設の職員を兼務する場合は前項第1号の規定は、これを適用しない。
 - 3 賞与は一切支給しない。
 - 4 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合にのみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、評議員会において決定する理事報酬総額の上限の範囲内で評議員会において決定する。

- 2 常勤の理事に対する退職手当は別表第1に定める算式により算出される額を支給する。
- 3 非常勤の理事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき15,000円とする。ただし、当該職務の時間が半日（4時間以内）の場合は半額を支給する。また、法人及び施設業務に係る出勤が生じた場合も同額とする。
- 4 監事に対する報酬の額は、理事会及び評議員会への出席1回につき15,000円とする。ただし、当該職務の時間が半日（4時間以内）の場合は半額を支給する。また、監査等当該職務に要した時間に対する報酬額も同額とする。
- 5 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき15,000円とする。ただし、当該職務の時間が半日（4時間以内）の場合は半額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給方法及び時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、当該日が金融機関休業日にあたる場合は、その前の営業日に支給する。）

- (2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した日から6ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は通貨をもって本人（死亡により退任したものの退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日額計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任又は退任し、もしくは解任された場合における報酬の額については、月額をその月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数で除した額を基礎とし、これに出勤した日数を乗じた額を報酬額とする。なお、小数点以下は切り捨てとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬全額を支給する。

(費用弁済)

第7条 役員等が、その職務を行うに要する費用弁済は、別表2のとおりとする。

- 2 費用弁済の支給方法については、社会福祉法人平成会旅費規程の例による。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(委 任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月16日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 第3条(1)関係

1. 退職手当の額

退職手当の額は退職時の報酬月額に支給率を乗じた額とする。ただし、在職年数(常勤役員としての在職年数をいう。以下同じ。)が1年以上の者で当該在職期間に1年未満の在職月数がある場合は、次による額を加算する。

- (1) 在職年数が2年未満の場合は、報酬月額に1年を超える在職月数/12に100分の50を乗じて得た額
- (2) 在職年数が2年以上の場合は、報酬月額に当該在職年数を超える在職月数/12に100分の100を乗じて得た額

2. 支給率

在職年数が1年以上2年未満である場合は満1年につき100分の50とし、在職年数が2年以上である場合は1年を超える満1年につき100分の200をこれに加える。ただし、在職年数が1年に満たない場合は支給せず、20年以上の場合は一律100分の3850とする。

(支給率早見表)

| 在職年数 | 支給率 (在職満年数につき) | 在職年数 | 支給率 (在職満年数につき) |
|------------|-------------------|------------|-------------------|
| 1年以上2年未満 | 0.5 | 11年以上12年未満 | 20.5 |
| 2年以上3年未満 | 2.5 | 12年以上13年未満 | 22.5 |
| 3年以上4年未満 | 4.5 | 13年以上14年未満 | 24.5 |
| 4年以上5年未満 | 6.5 | 14年以上15年未満 | 26.5 |
| 5年以上6年未満 | 8.5 | 15年以上16年未満 | 28.5 |
| 6年以上7年未満 | 10.5 | 16年以上17年未満 | 30.5 |
| 7年以上8年未満 | 12.5 | 17年以上18年未満 | 32.5 |
| 8年以上9年未満 | 14.5 | 18年以上19年未満 | 34.5 |
| 9年以上10年未満 | 16.5 | 19年以上20年未満 | 36.5 |
| 10年以上11年未満 | 18.5 | 20年以上 | 38.5 |

別表第2 (第6条第1項関係)

| 区 分 | | 費用弁償 |
|---------------|-----------------|---------------|
| 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃 | | 旅費規程第5条に基づき支給 |
| 日 当 | 片道40km以上(1日につき) | 5,000円 |
| | 片道40km未満(1日につき) | 2,500円 |
| 宿泊料(1泊につき) | | 実 費 |